

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和3年2月12日から令和3年3月15日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について4件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」及び「耐火電線の基準の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、昭和50年消防庁告示第14号の一部を改正するものです。
- 耐火電線の基準の一部を改正する件（案）
最大使用電圧が60V以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため平成9年消防庁告示第10号の一部を改正するものです。

2 意見公募の結果

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和3年2月12日から令和3年3月15日までの間、意見を公募したところ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について4件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙1のとおりです。

3 改正告示の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正告示を令和3年5月24日に公布しました。

- ・改正告示の概要 別紙2
- ・改正告示の新旧対照表 別紙3



(事務連絡先)

消防庁予防課 桑折課長補佐、中村事務官

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

【消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>一斉開放弁の点検票が新たに欲しい。一覧表で点検日を書いていく備考欄では記入しにくい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見を踏まえ、点検票の運用について、通知等を示すことを検討します。</p>	無
No.2	<p>手動式起動操作部(手動起動弁)の操作により一斉開放弁が開放する構造であり、点検上、必然的に一斉開放弁の機能を確認することになる。</p> <p>今回の改正で、一斉開放弁の「機能」を設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、その後5年を経過するまでの間に確認することとした場合、手動式起動操作部(手動起動弁)の機能(開閉操作)を確認する際、一斉開放弁の開閉確認も実施することとなり、整合性が取れなくなる。</p> <p>従って、手動式起動操作部の「機能」に係る点検方法を、一斉開放弁の点検方法の改正内容に合わせることを提案する。</p> <p>なお、手動起動弁は、配管口径が15A 程度であり、開閉操作も容易に行うことができ、支障が出ることはないと推測する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見を踏まえ、加圧送水装置の手動式起動操作部に係る点検要領について、通知等を示すことを検討します。</p>	無
No.3	<p>① 泡消火の総合点検は消防の立ち合いとする又は測定状態の写真を添付すること。</p> <p>② 一斉開放弁の作動試験を行ったところには 県鏑のシールを各一斉開放弁の横の配管の所に貼ること。</p> <p>③ 泡原液の残量確認と残量を試験結果表に明記すること。</p> <p>④ 総合試験の泡放出後の補充を確認できる方法(例えば注入写真、納入伝票等)を添付すること。</p> <p>⑤ 一斉開放弁の作動試験は原液タンクのバルブを閉めて水でも良いとすること。</p> <p>⑥ 総合試験の泡放射は泡ヘッドに圧力計を付けて消防検査と同じように発砲圧力を明記し写真を添付すること。</p> <p>以上のようなことを行えばいい加減な点検業者が少なくなるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社伸光テック】</p>	<p>不適正な点検に係る、注意喚起のリーフレットを作成する等により、適正な点検の推進を図ってきたところです。御意見についても参考にしながら、引き続き、適正な点検の推進方策について必要な検討を行ってまいります。</p>	無

No.4	<p>今回の泡消火設備の改正について、点検業者サイドからの意見であるが、今まで悩ましい点であった点検方法を減免するものと理解し賛成である。しかし、この改正は、環境対策を考慮し、PFOA を含有する消火剤の放出量を減らす意図で打ち出されたものと考え、そのような理解の上で、3点質問する。</p> <p>(1)一斉開放弁の点検方法について</p> <p>① PFOS、PFOAを含む消火剤については、設置後15年の間、一斉開放弁の点検は、外観点検で良い事になることは賛成ですが、それ以外の消火剤については従前通り、全数試験が必要となると思う。その他の消火剤についても何らかの軽減策を検討してほしい。</p> <p>② 15年経過した PFOS、PFOA を含む消火剤の一斉開放弁の点検方法について、10%とせず、10%程度という表現にしてほしい。</p> <p>(2)毒劇物である PFOS、PFOA の取扱いについて PFOA と PFOS の含有水の取り扱い、健康被害があるかもしれない含有水を、点検者が回収することになっており、今後、発がん性が認定されれば、企業が訴えられ、中小企業は立ち行かなくなる恐れもある。取り扱いも含めて、細かく指導してほしい。</p> <p>(3)今後の消防設備点検について 消防設備点検の基準が創設されて50年近くになる。今回の泡消火設備に限らず、点検要領通りに点検を行うのが困難な設備について、再検討してほしい。 【アークリード株式会社、甲南防災設備株式会社】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>(1)</p> <p>① 一斉開放弁については、PFOS・PFOA を含むか否かに関係なく、設置後15年間は外観に係る点検のみとし、機能に係る点検は不要とするものです。</p> <p>② 一斉開放弁の機能については、設置後15年を経過したものは、5年を経過する日までの間に正常であることを確認することとしており、1度に確認する点検数について特段規定していません。</p> <p>(2) PFOA や PFOS の含有水の取り扱いについては、関係法令に基づき適切に行われるものであるため、回答を差し控えることとします。</p> <p>(3) 引き続き、点検方法の合理化について必要な検討を行ってまいります。</p>	無
------	--	--	---

○提出意見数:4件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとめる等の整理をしております。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件について

令和 3 年 5 月
消防庁 予防課

【概要】

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定により、防火対象物（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 第 20 項に規定するものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検（以下単に「点検」という。）が義務付けられている。泡消火設備は、令第 7 条第 2 項第 5 号に規定する消火設備にあたることから点検の対象となり、昭和 50 年消防庁告示第 14 号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）（以下「第 14 号告示」という。）別表第 5 に、それぞれ機器点検及び総合点検に係る基準が定められている。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学大学院教授）において、泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化を図ることや、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「PFOS」という。）以外の化学物質を用いた泡消火設備についてもサンプリング検査を認めることについて必要性が明らかになったことを踏まえ、第 14 号告示を改正し、以下のとおり泡消火設備の点検基準を改正することとした。

(1) 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法について

一斉開放弁の機器点検（機能に係るものに限る。）及び総合点検については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあつては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認するものとする。

(2) 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法について

泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から 15 年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては 5 年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、PFOS を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

【施行日】

公布の日から施行する。

耐火電線の基準の一部を改正する件について

令和3年5月
消防庁予防課

【概要】

自動火災報知設備の非常電源の配線に使用する電線については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第24条第1項第4号口の規定において、屋内消火栓設備の非常電源の配線に関する規則第12条第1項第4号ホの規定の例によることとされており、電線を耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護することが定められているほか、平成9年消防庁告示第10号（耐火電線の基準以下「耐火電線告示」という。）に適合する電線を使用することができることとされているところである。

現行の耐火電線告示においては、使用電圧が低圧（交流において最大使用圧が600V以下）のものに使用できる低圧ケーブル又は高圧（交流において最大使用圧が600V超）のものに使用できる高圧ケーブルしか規定されていないため、使用電圧が非常に小さいものに使用する場合であっても、現行の低圧ケーブルの基準を満たす電線を用いる必要がある。

現在、自動火災報知設備の回路電圧については、最大使用電圧が60V以下のものが主流となっていることを踏まえ、今般、最大使用電圧が60V以下の低圧ケーブルについて基準化を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

【改正内容】

（1）電線の定義

現行においては、強電流電気の伝送に使用する電気導体（低圧ケーブル又は高圧ケーブル）のみが想定されているが、新たに弱電流電気の伝送に使用する電気導体を規定することとした。

（2）小型加熱炉耐火試験の判定の基準

①絶縁抵抗

低圧ケーブルの絶縁抵抗の規定値のうち、加熱前の規定値については、「電気設備の技術基準の解釈」（平成25年3月14日付け20130215商局第4号。以下「電技解釈」という。）第9条第1項第4号口の規定により算出した絶縁抵抗値50メガオームを、加熱終了直前の規定値については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）第58条に規定する電路の使用電圧が300Vを超えるものに係る絶縁抵抗値0.4メガオームを用いていたところ。

今般、60V以下の低圧ケーブルについては、現行の低圧ケーブルの絶縁抵抗の規定値の考え方に準じ、加熱終了直前の規定値について、電技省令第58条に規定する電路の使用電圧が300V以下かつ対地電圧が150V以下のものに係る絶縁抵抗値0.1メガオームを用いることとした。

②絶縁耐力

現行の低圧ケーブルの絶縁耐力の規定値のうち、加熱前及び加熱終了直後の規定値については、電技解釈第9条第2項第4号イに規定する耐電圧試験値（最小値）1500Vを、加熱中の規定値については、低圧ケーブルの交流最大使用電圧600Vを用いていたところ。

今般、60V以下の低圧ケーブルについては、現行の低圧ケーブルの絶縁耐力の既定値の考え方に準じ、加熱前及び加熱終了直後の既定値については、電技解釈第181条第4項第4号に規定する小勢力回路用ケーブルの耐電圧試験値350Vを、加熱中の規定値については、小勢力回路用ケーブルの交流最大使用電圧60Vを用いることとした。

(3) その他

小型加熱炉耐火試験及び大型加熱炉耐火試験の絶縁耐力における規定においては、低圧及び高圧ケーブルともに、加熱終了後における耐電圧試験を実施する具体的な時点を規定していなかったところ。

今般、試験条件の違いによる影響が発生しないよう、最も厳しい条件である加熱終了直後に試験を実施することとした。

【施行期日】

公布の日から施行する。

○消防庁告示第六号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年五月二十四日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 5 泡消火設備の点検基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>〔(1)～(8) 略〕</p> <p>〔9〕 <u>一斉開放弁（電磁弁を含む。）</u></p> <p>次の事項について実施すること。ただし、イの事項については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものに於ては、イの事項を実施した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に実施すること。この場合において、当該期間内に 2 の総合点検において (1) ア (イ) 又はイ (イ) の事項を確認したときは、その日に於いて実施したものとみなす。</p> <p>エ 外形</p> <p>漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>イ 機能</p> <p><u>正常であること。</u></p> <p>〔(10)～(13) 略〕</p> <p>2 総合点検</p> <p>(1) 固定式の泡消火設備</p> <p>非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。</p> <p>ア ポンプ方式</p> <p>〔(7) 略〕</p> <p>(イ) <u>一斉開放弁（設置後 15 年を経過したものに限る。）</u>（設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものに於ては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に 1 の機器点検において (9) イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。）</p> <p>正常であること。</p> <p>(ウ) 分布等</p> <p>a 低発泡を用いるもの（設置後又は消火薬剤の交換後 15 年（たん白消火薬剤を用いるものにあつては 5 年）を経過したものに限る。）</p> <p>全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>消火薬剤の機能を</u></p>	<p>別表第 5 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔(1)～(8) 同上〕</p> <p>〔9〕 <u>一斉開放弁（電磁弁を含む。）</u></p> <p>漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。</p> <p>〔(10)～(13) 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔(7) 同上〕</p> <p>(イ) <u>一斉開放弁</u></p> <p>〔同上〕</p> <p>(ウ) 〔同上〕</p> <p>a 低発泡を用いるもの</p> <p>全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>ペルフルオロ</u>（オ</p>

<p>維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 略]</p> <p>[(x) 略]</p> <p>イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式</p> <p>[(y) 略]</p> <p>(4) <u>二査開放弁</u>（設置後15年を経過したものに限り。）（設置後20年を経過しないものにあっては、設置後15年を経過した日以後5年を経過する日までの間に、設置後20年を経過したものにあっては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後5年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に1の機器点検において(9)イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。）</p> <p>正常であること。</p> <p>(4) 分布等</p> <p>a 低発泡を用いるもの（設置後又は消火薬剤の交換後15年（たん白泡消火薬剤を用いるものにあつては5年）を経過したものに限り。）</p> <p>全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 略]</p> <p>[(x) 略]</p> <p>[(2) 略]</p>	<p><u>クタンシューアスルホン酸</u>）又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 同上]</p> <p>[(x) 同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>[(y) 同上]</p> <p>(4) <u>二査開放弁</u></p> <p>[同上]</p> <p>(4) [同上]</p> <p>[(y) [同上]</p> <p>a 低発泡を用いるもの</p> <p>全放射区画数の20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>ペルフルオロ（オクタンシューアスルホン酸）</u>又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 同上]</p> <p>[(x) 同上]</p> <p>[(2) 同上]</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホロ（ただし書の規定に基づき、耐火電線の基準（平成九年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和三年五月二十四日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

第一趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホ（ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。

第二用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 電線 弱電流電氣若しくは強電流電氣の伝送に使用する電氣導体（以下「導体」という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。
- 〔二〇八 略〕

第五 小型加熱炉耐火試験

小型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

四 判定

〔一〇三 略〕
 小型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

- （一） 絶縁抵抗は、次の表イの上欄に掲げるケーブルの構造に応じ、同表下欄に掲げる箇所において、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が、次の表ロの上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表下欄に掲げる絶縁抵抗値以上であること。

イ 略

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）
低圧ケーブル	〔略〕
加熱終了直前	〇・四（〇・一）
〔略〕	

備考 括弧内の電圧は、使用電圧が六十ボルト以下の低圧ケーブルに適用する。

- （二） 絶縁耐力は、線を一括したものと固定線との間に、次の表の上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表の中欄に掲げる五ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること。

ケーブルの種類	交流電圧（ボルト）	時間（分）
低圧ケーブル	加熱前 千五百（三百五十）	一
	加熱中 六百（六十）	三十
	加熱終了直後 千五百（三百五十）	一
高圧ケーブル	〔略〕	〔略〕

第一趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニ（ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。

第二用語の意義

〔同上〕

- 一 電線 強電流電氣の伝送に使用する電氣導体（以下「導体」という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。
- 〔二〇八 同上〕

第五 小型加熱炉耐火試験

〔同上〕

四 判定

〔同上〕

- （一） 〔同上〕

イ 同上

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）
低圧ケーブル	〔同上〕
加熱終了直前	〇・四
〔同上〕	

〔新設〕

- （二） 〔同上〕

ケーブルの種類	交流電圧（ボルト）	時間（分）
低圧ケーブル	加熱前 千五百	〔同上〕
	加熱中 六百	〔同上〕
	加熱終了直後 千五百	〔同上〕
高圧ケーブル	〔同上〕	〔同上〕

加熱終了直後	七千六百(三千八百)	十
--------	------------	---

備考 括弧内の電圧は、「低圧ケーブル」欄のものにあつては使用電圧が六十ボルト以下の低圧ケーブルに、「高圧ケーブル」欄のものにあつては使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

(三) 略

第六 大型加熱炉耐火試験

大型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

〔一〕三 略

四 判定

大型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

(一) 略

(二) 絶縁耐力は、ケーブルにあつては線心を一括したものとケーブルラックとの間、バスダクトにあつては導体とダクトとの間及び導体相互間に、次の表の上欄に掲げる電線の種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること

電線の種類	交流電圧(ボルト)	時間(分)
低圧ケーブル及び低圧バスダクト	略	略
ト	千五百	一
高圧ケーブル及び高圧バスダクト	略	略
ト	七千六百(三千八百)	十

〔備考 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

加熱終了後	同上	同上
-------	----	----

備考 括弧内の電圧は、使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

(三) 同上

第六 大型加熱炉耐火試験

同上

〔一〕三 同上

四 判定

同上

(一) 同上
(二) 同上

電線の種類	交流電圧(ボルト)	時間(分)
低圧ケーブル及び低圧バスダクト	同上	同上
ト	千五百	一
高圧ケーブル及び高圧バスダクト	同上	同上
ト	七千六百(三千八百)	十

〔備考 同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。